



「肉用牛肥育経営安定交付金制度」



(第1業務対象年間：平成30年12/30～令和4年3/31)

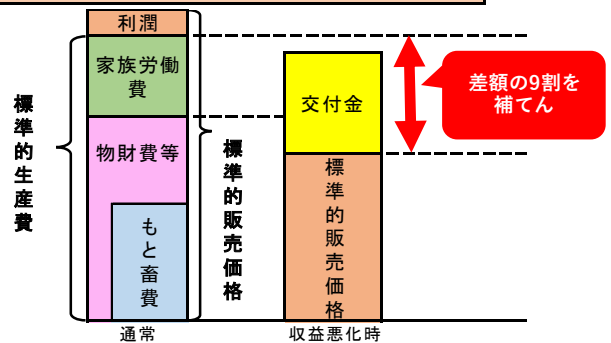
1 ポイントと交付金発動の仕組みについて

ポイント

- ・ 法律に基づいた制度
- ・ 3年に1度の無事戻し（残高がある場合）
- ・ 肉専用種は「ブロック別算定」
交雑種と乳用種は「全国算定」

交付金

- ・ 肉用牛1頭当たりの「標準的販売価格」が「標準的生産費」を下回った場合に、**差額の9割を交付**
- ・ 交付割合は
生産者：機構＝1：3が基本



2 登録生産者について

- ・ 肥育経営を営んでいること
- ・ 「要件審査申請書」を提出すること（3年ごとに提出）
- ・ 登録内容に変更があった場合（代表者の変更、法人化、経営継承、農場の追加等）は、登録内容の変更手続きをとること

3 令和3年度 生産者負担金単価について（宮崎県）

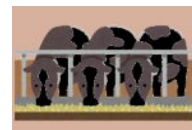
- ・ 生産者負担金の「納付猶予」が終了し、令和3年6月以降に納付期限を迎える肉用牛から、**生産者負担金の納付が再開**

品種	請求月齢	肉用牛1頭当たりの負担金単価	負担金内訳	
			宮崎県	生産者
肉専用種	満25ヶ月齢	5,000円	1,600円	3,400円
交雑種	満22ヶ月齢	13,000円	1,400円	11,600円
乳用種	満18ヶ月齢	11,000円	1,600円	9,400円

* 令和3年7月以降に納付期限を迎える肉用牛から1頭当たり1,000円を追加助成

4 個体登録申込について

- ・ 登録申込は生後6ヶ月から14ヶ月に達する日までに行うこと
- ・ 登録申込者の牛である**証拠書類**があること（購入伝票等）
- ・ 登録内容に変更があった場合は、速やかに連絡すること
- ・ トレサの**転入報告**がなされていること



5 交付対象牛について

- ・ 生後17ヶ月に達するまで肥育されていること
- ・ 8ヶ月以上連続した期間、宮崎県内で肥育されていること
- ・ 生産者負担金が納付されていること
- ・ 販売があった翌月15日までに販売報告が完了していること
- ・ 販売の**証拠書類**があること（販売伝票等）
- ・ トレサの**転出報告**がなされていること



6 交付対象とならない牛について

- ・ 全廃棄牛（**枝肉0円**）、現金で売買した牛（金融機関を通すこと）
- ・ 繁殖雌牛、種雄牛、搾乳牛、妊娠牛（**種付け含む**）
- ・ 繁殖供用牛で交付金を受け取った場合、受け取った交付金は返還



牛マルキン制度



事務手続きの流れ

牛マルキン制度加入するには

登録生産者は、毎年度2月末までに「肉用牛個体登録申込予定頭数報告書」を畜産協会へ提出していただく必要があります。

1 要件審査申請書 (3年毎に提出)
新規者のみ業対途中の参加OK

2 畜産協会を經由して農畜産業振興機構へ提出します。

3 農畜産業振興機構より「交付対象者登録通知書」が送付されます。

4 肥育牛補てん金交付契約の締結
畜産協会と生産者が契約を行う。

5 個体登録の申込
生後6ヶ月から14ヶ月齢までに事務委託先等へ個体登録の申込を行う。

申込みの前に必ず牛トレサに出生・転入報告を!

6 畜産協会より登録受付通知書 (ハガキ) を送付
申込月の翌月に送付します。

登録もれは交付対象となりません!!

申込頭数確認もれナン!!

7 生産者負担金の納付
年度ごとに生産者単価の設定をします。畜産協会の請求に基づき納付して下さい。

請求月齢	
肉専用種	25ヶ月齢
交雑種	22ヶ月齢
乳用種	18ヶ月齢

8 販売の届出
8ヶ月以上肥育した後、販売した場合は、事務委託先等へ届出を行う。

販売しました。

販売したらすぐに牛トレサに転出報告を!

9 交付金単価の公表 (毎月算定)
標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に差額に100分の90を乗じて得た額を公表します。

農畜産業振興機構のホームページに公表されます

10 交付金の交付
交付金の公表があった場合は販売月の翌々月末に交付されます。

制度についてのお問い合わせは

公益社団法人 **宮崎県畜産協会** 価格対策部 1
 〒880-0806 宮崎市広島1丁目13番10号 畜産会館内
 TEL.0985-41-9305 FAX.0985-24-3772

宮崎畜産ひろば 検索
<http://www.miyazakiken-chikusan.jp>
 facebook.はじめました!